長野県総務事務システム広告掲載要領

（趣旨）

第１条 この要領は、長野県総務事務システムへの広告掲載を適正に行うため、長野県総務事務システム広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

（掲載料を還付しないとき）

第２条 要綱第５条第３項の別に定めるときとは、次に掲げるときとする。

　（１）天災、事変その他の非常事態が発生したとき

　（２）その他公益上やむを得ないとき

（広告主の基準）

第３条 要綱第６条第８号の広告を掲載することが適当でない者は、次に掲げる者とする。

１ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第１項に規定する連鎖販売業又は第51条第１項に規定する業務提供誘引販売業を営む者

２ 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、（２）に掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条第１項に規定する一般社団法人の社員であるものを除く。

（１）質屋営業法（昭和25年法律第158号）第１条第１項に規定する質屋営業

（２）特定商取引に関する法律第２条第１項に規定する訪問販売、同条第２項に規定する通信販売又は同条第３項に規定する電話勧誘販売

（３）貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業

（４）探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第２条第２項に規定する探偵業

３ 法律に定めのない医療類似行為を行う者

４ 社会的な問題を起こしていると認められる者

（広告の内容の基準）

第４条 要綱第７条第16号の掲載することが適当でない広告の内容は、次に掲げるものとする。

（１）県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの

（２）県の品位を損なうもの

（３）世論が大きく分かれている事項に関するもの

（４）国際関係を悪化させるおそれがあるもの

（５）詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの

（６）著しく射幸心をあおるもの

（７）非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの

（８）暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの

（９）銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

（10）人の行方の捜索に関するもの

（11）結婚相談又は養子縁組に関するもの

（12）郵便私書箱、転送サービスなどに関するもの

（13）その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

（補則）

第５条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、県が定める。

　附　則

この要領は、令和２年９月16日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和５年３月１日から施行する。